平成２１年（フ）第１７９号
千葉県松戸市五香７丁目44番地の５　ハイエストクレディア303号、開始決定時の住所長野県松本市寿北５丁目18番16号
破産者　丸山　正典
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３６２号
大阪府泉南郡岬町淡輪1269番地
破産者　川村　八郎
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
神戸市西区二ツ屋１丁目３番２号
破産者　横山　英子
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
兵庫県明石市大久保町大久保町15番地の１　ＯｃｅａｎⅡ403号
破産者　釜谷　晴広
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第１０６５号
熊本市小峯３丁目５番197号
破産者　市原　謙次
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６５７号
北海道旭川市豊岡11条10丁目７番13号
破産者　阿部　和人
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２０号
北海道天塩郡幌延町栄町６番地18　コーポ和田210号、住民票上の住所北海道稚内市緑１丁目10番17号
破産者　山内　　功
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２２号
北海道旭川市末広２条２丁目４番８号
破産者　鳴海　秀雄
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２３号
北海道旭川市神居２条13丁目１番２号
破産者　阿部　芳夫
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３８号
盛岡市中央通３丁目14番17―504号、開始決定時の住所盛岡市開運橋通１番33号
破産者　伊藤　　匡
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１８６号
盛岡市大通３丁目７番21号
破産者　前川　　勝
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２６２号
岩手県八幡平市野駄第１地割64番地１
破産者　髙橋　幸子
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２５０号
相模原市中央区東淵野辺４丁目18番18号　アリーナ東淵野辺Ｃ－２、開始決定時の住所相模原市南区古淵１丁目13番38号
破産者　細谷　武男
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５８号
相模原市緑区上九沢214番地　フィールドステージ102
破産者　小林　義行
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５５号
静岡市葵区新伝馬２丁目８番41号　ｅｓｔ　ｐａｌａｚｚｏ203号
破産者　大塚　　博
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１号
静岡県浜松市南区寺脇町337番地の５
破産者　内山　健一
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２４９号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―401号
破産者　砂田　正勝
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２５０号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番１―401号
破産者　砂田とし子
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７０号
大阪市平野区加美南３丁目５番19―711号
破産者　水谷　　基
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部